

☆石崎議員「動議！を提出します」

(石崎議員)

地方自治法 117 条、利害関係があるものに関しては、その事件に関し参与することが出来ないという規定が有ります。これはまさに、住民投票条例にしまして、四国電力の再稼働という問題にしまして、ここにおられます、副議長である、新宮保親議員が、その対象となると思いますので、動議を提出させていただきます。

(他の議員、何人か) 賛成です。

(上田議長)

只今、石崎議員からありました除斥については、所定の賛成者がありますので、動議は成立致しました。

おはかりを致します。本動議を、きゅうし事件と認め、この際日程に追加し、議題と致したいと思います。

(??議員)

休憩！！休憩！！

(上田議長) これにご異議ありませんか？

(他の議員) 動議！ (他の議員) なし！

(上田議長) はい。ご異議なしと認めます。よって本動議を休止事件と認め、この祭、本動議を日程追加し、議題とすることと決しました。

(他の議員から、「おかしくないか？」と不満の声が上る)

(上田議長) 休憩いたします。

(上田議長) それでは、地方自治法 117 条の条文について、局長より朗読をさせます。

(局長)

第 117 条 地方公共団体の、議会の議長および議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、または、自己もしくはこれらのものに従事する業務に、直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、議会の同意があった時は、会議に出席し、発言をすることが出来る。ちょっと、ポイントだけ読みます。

(他の議員より) 議長! (石崎議員) 議員が判断すればいいの。

(他の議員より) 住民投票やろ? これは(石崎・大山議員) 再稼働についてよ。

(上田議長) 再開いたします。先ほど、ご異議なしということで認めます。よって、今の石崎議員の提案のあった、除斥については、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ることになりました。これより討論に入ります。討論はありませんか?

議長! 宮本議員

(宮本議員)

再稼働につきましてはですね、本人が直接会社の経営をなさっているわけではないので、電力のですね、本人には直接関係ないと思います。この件につきましてはですね、誤解を生んでもいけませんので、慎重にそこらの点は、おはかりをして頂きたいのと、この先ほどの議案については反対であります。除斥反対であります。

(河野議員)

直接の利害関係人というのはこれは、当事者を意味する者だろうと私は解します。新宮議員の場合は、一定の電力の下請け的な事業をやっておるのであって、これは直接の利害関係では、法的にも私は無いとこのように思いますので、これは除斥の理由にあたらぬ。要するに、電力の株をなんぼもつとるか、執行権があるのか、これが直接の利害ですよ。ましてや、小さなシンテックの会社の経営者が、これが直接の利害と言えますか? よってこれを、除斥するというのはもつてのほかですよ。以上。

(上田議長) 他にございませんか? これを持って議論を終結致します。これより、今提案があった、除斥についてを採決致します。休憩いたします。新宮議員、退席をお願いします。ご自身のことですので、退席を願います。(新宮議員、退席しないで周りを見渡す。当事者じゃないですか? と周りから声) 休憩いたします。

長い休憩。中断。

(上田議長)

除斥になると、地方自治法違反となる可能性があります。地方自治法について、再度局長より説明をさせます。

(局長)

地方自治法 117 条では、先ほど申しましたように、自己もしくはこれらのものに従事する業務に、直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ということで、直接の利害関係ということが問題になってくると思います。それで 2 点、

違反となる可能性が有ります。まず 1 点目ですが、これは地方自治法の逐条解説ですけれども、直接の利害関係とは、利害が間接的なもの、または反射的なものでない事を意味する。例えば、議員が取締役社長、理事者、その他会社・公社等において、常時支配力を有する地位にある場合において、その会社・公社が、普通地方公共団体と第 96 条第 1 項第 5 号の契約を持つ場合や、父母・子・孫、兄弟姉妹が、同様の地位にある会社と市が同様の契約を結ぶ場合は、自己もしくはこれらのものが従事する業務の利害関係があることに該当します。その場合は当然、除斥となります。

ですから、その会社の取締役とか理事長その他、常時支配力を有する地位にあるものについては、除斥となります。これが 1 点目です。

ま、その補足としまして、これらの者、会社・公社等の平社員であるような場合、例えばそのものが当該団体と契約の交渉にあたり、これに成功して会社・公社の営業成績を向上させたことにより、賞与等をもたらすことが期待できるとしても、その利害は間接であるから、該当はしない。ということです。これが 1 点目の違法となる可能性です。

2 点目はですね、これは慣例実例で、当該条約の制定かいざいが、一般的、普遍的を有するものであれば、それらを審議する過程において、除斥の問題は生じない。この 2 点において、自治法違反となる可能性があります。

(石崎議員)

今、るる説明を頂きました。その中で、自治法違反にあたる可能性があるということであれば、この除斥に関する動議を取り下げさせて頂きます。

(上田議長)

只今石崎議員から、動議の取り下げの提案がありました。おはかり致します。只今議題となっております除斥について、申し出のとおり、撤回したいと思います。これにご異議ありませんか？

(議員) なし。

(上田議長)

ご異議なしと認めます。よって只今議題となっております除斥については、撤回することが決しました。

(上田議長)

只今議題となっております、議案第 1 号については、委員会付託を省略し、直ちに討論採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。(なし) ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号については、委員会付託を省略し、直ちに討論採決に入ることに決しま

した。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(西山一規議員)の反対討論①へ続く